

附錄

一、 財政部保險司新聞稿西元 2000 年 7 月 10 日新聞稿

資料來源：<http://www.mof.gov.tw/news1/read4.asp> 最終瀏覽日：2002/10/17

《保險》2000/7/10

投資型保險

財政部保險司新聞稿 89.7.10.

為推動投資型保險，美僑商會保險業者代表日前向財政部保險司簡報說明投資型保險（變額保險）在國外之發展情形。中華民國人壽保險商業同業公會亦受邀與會。

依據美僑商會之說明，投資型保險於歐、美等地已銷售多年，其按新契約保險費計算之市場佔有率亦達相當比率，截至一九九八年止，英國、瑞典為五〇% 以上，荷蘭為四三% ，法國為二六% ；截至二〇〇〇年第一季止，加拿大為六二% ，美國為四一% 。到二〇〇三年時歐洲之新契約保險費收入約有五〇% 會來自此類投資型保險業務。（來源：美國精算學會國際組（Society of Actuaries，International Section）五月發布之資料）

按投資型保險商品乃保險與投資（共同基金）結合的一種保險商品，在保戶方面，保戶可以選擇最適合個人需求之投資標的，享受保險費所帶來的投資利潤。在保險業者方面，在目前市場利率長期走低之趨勢下，投資型保險之銷售可以降低保險公司因固定利率保單所可能引致的清償能力不足之危險。由於此種商品之投資方式係由保戶指定，故其風險亦係由保戶承擔。

美僑商會最後建議保險司應修改保險法、增訂分離帳戶等相關條文，本司除請美僑商會研議有關資訊揭露及資金運用等規範外，另因信託業法、證券交易法中有關代客操作規定業已立法通過，投資型保險之推行應如何藉由上述法令研訂相關規範架構與方式，保險司亦請與會業者代表共同思考、研究俾收集思廣益之效。

二、 融資型變額保險被害人自救會「身為變額保險事件 受害人，有想過要自殺嗎？」問卷調查

資料來源：「變額保險事件」網站

<http://www.hengaku-higai.org/jisatsu/jisatsu-1.html> 最終瀏覽日：2003/8/18。

1、加害銀行與壽險公司（取前三位）

銀行 東京三菱銀行：68、第一勸銀：10、橫濱銀行：8

壽險公司 明治生命：54、日本生命：30、第一生命：8

2、何時加入保險？

1989：30 人

1990：58 人

1991：11 人

1992：3 人

未回答：4 人

3、曾想過要自殺嗎？

有：83 人

無：23 人

4、於何種情況下想自殺？（可複選）

發覺受害時：46 人

對訴訟一途感到絕望時：37 人

向銀行與壽險公司請求救濟被拒絕時：20 人

獲敗訴判決時：14 人

受銀行追討貸款時：11 人

被請求代位清償或拍賣時：6 人

5、自殺的原因？（可複選）

用保險金償還貸款：62 人

怨恨銀行與壽險公司：51 人

怨恨法官：25 人

三、 昭和61年7月10日付蔵銀1933号通達 變額保險募集上の留意事項

資料來源：「變額保險事件」網站 <http://www.hengaku-higai.org/prblm/tuutatu.htm>
最終瀏覽日：2003/8/18

譯文：

昭和61年7月10日蔵銀1933號通達 變額保險招攬上留意事項

違反本通達者，將因違反募取法而予以停止業務、撤銷人身保險招攬人登錄等行政處分，並有懲役、罰金等刑事罰之適用。

[1] 變額保險募集上之禁止行爲

1. 對於將來運用成績表示斷定判斷之行爲

人身保險招攬人對於將來運用成果表示出確定般地斷定判斷之行爲將會該當同法第16條第1項第1號之「告知不實事項之行爲」，若以文書行之，亦會該當同法第15條第2項之「招攬文書圖畫禁止記載事項」。

2. 關於特別帳戶之運用成績，招攬人恣意地取過去特定期間之成績預測將來之行爲

人身保險招攬人對於特別帳戶之運用成績，與較所屬公司爲低之公司爲比較或僅取有利於所屬公司之特定機關而說明之行爲將會該當同法第16條第1項第1號之「告知部分比較之事項，或不告知保險契約重要事項之行爲」。

3. 保證保險金額（於死亡保險金之場合，爲超過最低保證之金額）或解約金之行爲。

人身保險招攬人對於因運用成績而變動之保險金額或解約金做出保證之行爲將該當同法第16條第1號之「告知不實事項之行爲」或同條第四號之「提供特別利益」。

[2] 無資格招攬之禁止

販賣資格制度係爲訂約人利益之保護、變額保險之健全發展以業界自主運營制度而設定之制度，依該制度賦予之販賣資格，於募取法等法令上並無直接之依據。然而，販賣資格爲該制度之基礎，於無資格而行變額保險招攬之場合，將破壞業界自身設定之招攬秩序，進而與訂約人發生糾紛，而導致阻害訂約人利益之情事發生。因此無資格而募集之行爲將因阻害變額保險訂約人之利益，擾亂健全招攬秩序而該當募取法第20條¹。

¹ 募取法第二十條：「大藏大臣，於認爲生命保險招攬人或損害保險代理店，有該當左列各款情事之一時，得指定期間命其停止業務，或爲撤銷其登錄之處分：

一、 違反本法或大藏大臣基於本法所發之命令或其他法令者。

二、 爲其他與招攬有關之被認係顯著之不適當之行爲者。

..... (下略)

參閱劉春堂譯，日本保險法規，財團法人保險事業發展中心編印，民國八十三年四月，頁141。

原文：

昭和61年7月10日付け蔵銀1933号通達

変額保険募集上の留意事項について

変額保険募集に際しこの通達に違反する行為があった場合には、募取法違反を問われ、業務停止、生命保険募集人登録の取り消しなどの行政処分、さらには懲役、罰金などの刑事罰の適用を受けることになる。

〔1〕変額保険募集上の禁止行為

1．将来の運用成績についての断定的判断を提供する行為

生命保険募集人が将来の運用成果について、确实であるかのような断定的判断を提供する行為は「不実のことを告げる行為・(同法16条1項1号)」に該当するものと考えられる。なお、このような行為が文書により行なわれた場合には「募集文書図面の記載禁止事項(同法15条2項～)に該当することもあり得る。

2．特別勘定運用成績について、募集人が恣意に過去の特定期間をとりあげ、それによって将来を予測する行為

生命保険募集人が特別勘定運用成績について、自社よりも低い特定会社と比較したり、自社の有利な特定機関のみを取り上げて説明する行為は「一部につき比較した事項を告げ、又は保険契約の契約事項のうち重要な事項を告げない行為(同法16条1項1号)」に該当するものと考えられる。

3．保険金額(死亡保険金の場合には最低保証を上回る金額)あるいは解約返戻金を保証する行為

生命保険募集人が運用成績により変動する保険金額あるいは解約返戻金額を保証する行為は、「不実を告げる行為(同法16条1号)」あるいは「特別利益の提供(同4号)」に該当するものと考えられる。

〔2〕無資格募集の禁止

販売資格制度は、契約者の利益の保護あるいは変額保険の健全な発展を期して業界の自主運営制度として設定したものであり、当制度によって付与する販売資格は、募取法等の法令に直接その根拠を有するものではない。しかし、販売資格は当制度の根幹を成すものであり、無資格者による変額保険募集行為が行われた場合には、業界自らが設定した募集秩序が破壊され、ひいては契約者とのトラブルの発生、契約者利益の阻害につながることになる。

したがって無資格募集については、変額保険契約者の利益を阻害し、健全な募集秩序を乱す行為として募取法20条に該当するものと考えられる。

四、 大蔵省保険局の 88 年 5 月の生保各社への口頭指導

資料來源：「變額保險事件」網站

<http://www.hengaku-higai.org/prblm/koutousidoueteikei.htm> 最終瀏覽日：2003/8/18。

譯文：

大蔵省保険局 88 年 5 月致生保各社口頭指導

- ◆ 勧誘以躉繳型養老保險保險費貸款爲首之財務規劃，已脫離保險本來之意旨，不得進行合作。
- ◆ 對合作之金融機關，須徹底不違反募取法。
- ◆ 招攬文宣不得過度強調獲利性、有利性。

原文：

大蔵省保険局の 88 年 5 月の生保各社への口頭指導

- ・ 一時払い養老保險の保險料のローン代表されるような財テクを勧める等、保險本來の趣旨を逸脱した提携は行わない。
- ・ 提携先金融機關に対し、募取法違反がないよう徹底する。
- ・ 募集文章の作成に当たっては、過度の利殖性、有利性を強調しない。

五、 明治生命保險招攬文書例示

資料來源：「變額保險事件」網站，

<http://www.hengaku-higai.org/what/seihoshumi.htm> ，最終瀏覽日：2003/11/26



ご挨拶

謹啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は社業上格別のお引立に賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、A様のように冷静な理解と対策をもって将来必ず起るべき相続に対応されますことは極めて得策なことをごさいます。

特に今般は三菱銀行様のご協力からA様には画期的な対策を採用して頂くことが可能になりました。

私は生命保険の取扱者として業界における数多い資格試験の最高資格まで全てクリアし、最近ではA様のようなご資産家の財産運用をお手伝いする、日本で唯一のファイナンシャルプランナー養成講座も終え、まさに生命保険のプロフェッショナルとして自信と誇りをもち毎日仕事をさせて頂いております。従いましてA様には最高の相続対策プランをご提案させていただきますのでよろしくご検討のほどお願い申し上げます。

敬 具

1. ご提案の趣旨

この対策は、A様のように主として不動産資産をお持ちの方に特に最適でございます。相続対策で最も必要なことは、相続時の不動産評価額を少しでも下げることです。そして可能な限りふくみ益を持たせることでございます。それでもA様のようなご資産家は将来必ず何億円という相続税支払いの必要が生じますので、この相続税の納税源資を効率よく準備して頂く必要がございます。以上のことからを最も効果的に解決して頂けるのが今般のプランでございます。

2. 具体的効果

- ① 将来必ずかかる相続税の納税源資の準備が出来ます。
- ② 将来の相続財産の評価額が下がります。
- ③ 相続財産評価額と実際の財産価値とにふくみ益ができます。

3. 具体的内容

当プランは具体的効果の①と②③の二本立てで実行して頂きます。なお活用商品はそれぞれ明治生命の変額一時払終身保険を利用

①の場合：

契約者 → A 様 保険金 30000 万円
被保険者 → C (66才) 一時払保険料 17753.1 万円

A 様

一時払保険料 17753.1 万円

保険金 30000 万円

単位：万円

経過年数	年齢	9%運用の場合死亡保険金	6%複利元利合計	納税源資
1	67	31185	18818	12367
2	68	32526	19947	12579
3	69	33976	21144	12792
4	70	35406	22412	12994
5	71	36942	23757	13185
6	72	38541	25183	13358
7	73	40209	26694	13515
8	74	41949	28295	13654
9	75	43761	29993	13768
10	76	45654	31793	13861
11	77	47628	33700	13928
12	78	49686	35722	13964
13	79	51834	37866	13968
14	80	54072	40138	13934
15	81	56409	42546	13863
16	82	58842	45099	13743
17	83	61383	47805	13578
18	84	64032	50673	13359
19	85	66795	53713	13082
20	86	69678	56936	12742

場合：契約者は、総て A 様で保険金は、各 15000 万円

被保険者 1) 奥様 2) 長男様 3) 様
 (6才) (3才) ()

単位：万円

被保険者	項目	経過年数									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
奥様 一時払保険料 6785.5万円	① 6%複利元利合計	7192	7623	8081	8566	9080	9625	10202	10814	11463	12151
	② 評価減 ① - (保険料)	407	838	1296	1781	2295	2840	3417	4029	4678	5366
	③ 9%運用時現金価値	6978	7507	8074	8683	9334	10030	10773	11566	12411	13311
	④ ふくみ益 ③ - ①	△214	△116	△7	117	254	405	571	752	948	1160
	⑤ 合計効果 ② + ④	193	722	1289	1898	2549	3245	3988	4781	5626	6526
長男様 一時払保険料 3568.8万円	① 6%複利元利合計	3782	4009	4250	4505	4775	5062	5366	5688	6029	6391
	② 評価減 ① - (保険料)	214	441	682	937	1207	1494	1798	2120	2461	2823
	③ 9%運用時現金価値	3576	3784	4075	4387	4725	5088	5478	5901	6354	6841
	④ ふくみ益 ③ - ①	△266	△225	△175	△118	△50	26	112	213	325	450
	⑤ 合計効果 ② + ④	△52	216	507	819	1157	1520	1910	2333	2786	3273
様 一時払保険料 万円	① %複利元利合計										
	② 評価減 ① - (保険料)										
	③ 9%運用時現金価値										
	④ ふくみ益 ③ - ①										
	⑤ 合計効果 ② + ④										
保険料 10354.85万円	⑥ 総合計効果	141	938	1796	2717	3706	4765	5898	7114	8412	9799
実質効果 (総合計効果 - 納税源資)		△12226	△11641	△10995	△10277	△9479	△8593	△7617	△6540	△5356	△4062

XDの場合：契約者は、総て A 様で保険金は、各 15000 万円

被保険者 1). 奥 様 2). 長男 様 3) 様
 (6才) (34才) ()

単位：万円

被保険者	項目	経過年数									
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
奥 様 一時払保険料 6785.25 万円	① 6 %複利元利合計	12880	13653	14472	15340	16261	17236	18271	19367	20529	21761
	② 評価減 ① - (保険料)	6095	6368	7687	8555	9476	10451	11486	12582	13744	14976
	③ 9%運用時現金価値	14268	15285	16363	17508	18718	19998	21351	22777	24279	25860
	④ ふくみ益 ③ - ②	1388	1632	1891	2168	2457	2762	3080	3410	3750	4099
	⑤ 合計効果 ② + ④	7483	8500	9578	10723	11933	13213	14566	15992	17494	19075
長男 様 一時払保険料 3568.3 万円	① 6 %複利元利合計	6774	7181	7611	8068	8552	9066	9609	10186	10797	11445
	② 評価減 ① - (保険料)	3206	3613	4043	4500	4984	5498	6041	6618	7229	7877
	③ 9%運用時現金価値	7366	7929	8533	9181	9877	10626	11430	12294	13222	14217
	④ ふくみ益 ③ - ②	592	748	922	1113	1325	1560	1821	2108	2425	2772
	⑤ 合計効果 ② + ④	3798	4361	4965	5613	6309	7058	7862	8726	9654	10649
様 一時払保険料 万円	① %複利元利合計										
	② 評価減 ① - (保険料)										
	③ 9%運用時現金価値										
	④ ふくみ益 ③ - ②										
	⑤ 合計効果 ② + ④										
合計保険料 10354.65 万円	⑥ 総合計効果	11281	12861	14443	16336	18242	20271	22428	24718	27148	29724
実 質 効 果 (総合計効果 - 納税額)		△2647	△1103	475	2402	4379	6528	8850	11359	14066	16982

※ 変額一時払終身保険料 合計額 28107.15 万円は三菱銀行からの借入れを活用して頂きます。

六、 消費者契約法（平成12年法律第61号）

資料來源：

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=4&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_RECNO=1065&H_RYAKU=1&H_CTG=34&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 最終瀏覽日：
2003/11/6

目次

第一章 總則（第一條 - 第三條）

第二章 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し（第四條 - 第七條）

第三章 消費者契約の条項の無効（第八條 - 第十條）

第四章 雜則（第十一條・第十二條）

附則

衆議院 商工委員會 附帶決議

參議院 經濟・産業委員會 附帶決議

消費者契約法

譯文：

第一條（目的）

本法係以鑑於消費者與事業者間情報之質、量與交涉力之差距，應讓消費者於因事業者一定之行為而誤認或為難之場合能撤銷契約要約或其承諾之意思表示，同時讓免除事業者損害賠償責任之條項或其他不當侵害消費者利益之條項全部或一部無效，謀求消費者利益之保護，進而促進國民生活之安定向上與國民經濟之健全發展為目的。

第二條（定義）

本法所謂「消費者」係指個人（事業或為事業為當事人之場合除外）。

本法所謂「事業者」係指法人或其他團體及事業或為事業為契約當事人之個人。

本法所謂「消費者契約」係指消費者與事業者間締結之契約。

第三條（事業者及消費者之努力）

事業者於擬定消費者契約條款時，應慎思消費者之權利義務或其他消費者契約之內容對消費者而言係明確且平易的，同時於勸誘締結消費者契約時，為加深消費者之理解，必須盡力提供關於消費者權利義務或其他消費者契約內容之必要情報。

消費者於締結消費者契約之際，應盡力活用事業者提供之情報理解消費者之權利義務或其他消費者契約之內容。

第四條（消費者契約之要約或其承諾意思表示之撤銷）

消費者因事業者於勸誘締結消費者契約時，對消費者為下列各款行為產生各款所定誤認而為該消費者契約之要約或其承諾之意思表示時，得撤銷之。

- 一 就重要事項告知與事實相異之事。該告知之內容係事實之誤認。
- 二 關於物品、權利、服務或其他為該消費者契約之目的者，就其將來之價額、該消費者將來應領得之金額或其他將來之變動係不確定之事項提供斷定的判斷。該提供斷定判斷之內容係確定之誤認。

消費者因事業者於勸誘締結消費者契約之際，告知關於重要之事項或與該重要事項相關之事項之對消費者有利之內容，且故意不告知關於該重要事項對消費者不利之事實（限於因該告知消費者通常應認為該事實係不存在之事實），而產生該事實不存在之誤認，而為該消費者契約之要約或其承諾之意思表示時，得撤銷之。但，該事業者雖欲對消費者告知該事實，該消費者拒絕者，不在此限。

消費者因事業者於勸誘締結消費者契約之際，對消費者為下列行為而感到為難，並因此為該消費契約之要約或其承諾之意思表示時，得撤銷之。

- 一 該消費者雖對該事業者表示應自其住居或業務場所退去之意思，而不退去者。
- 二 消費者雖表示自該事業者勸誘締結消費者契約之場所退去之意思，該事業者不讓該消費者自該場所退去。

第一項第一款及第二項所謂之「重要事項」係指下列與消費者契約相關事項且通常應會使消費者是否締結消費者契約之判斷受到影響者。

- 一 物品、權利、服務或其他為該消費者契約之目的者之品質、用途或其他內容
- 二 物品、權利、服務或其他為該消費者契約之目的者之對價或其他交易條件

依第一項至第三項規定之消費者契約要約或其承諾之意思表示之撤銷不得對抗善意第三人。

第五條（受仲介委託之第三人及代理人）

前條規定，於事業者對第三人就該事業者與消費者間之消費者契約締結為仲介委託（本項以下單以「委託」稱之），該受委託之第三人（包含自該第三者受委託者（包含受二層次以上委託者）。次項以「受託人等」稱之）對消費者為同條第一項至第三項規定之行為時準用之。此時，同條第二項但書中之「該事業者」以「該事業者或規定於次條第一項之受託人等」取代。

與消費者契約締結有關之消費者代理人、事業者之代理人及受託人等之代理人，就前條第一項至第三項（包含前項之準用。次條及第七條亦同）規定之適用，分別視為消費者、事業者及受託人等。

第六條（解釋規定）

第四條第一項至第三項規定之諸消費者契約要約或其承諾之意思表示不可解為排除民法（明治二十九年法律第八十九號）第九十六條規定之適用。

第七條（撤銷權之行使期間等）

第四條第一項至第三項規定之撤銷權，自得為追認時起經六個月不行使，因時效而消滅。自該消費者契約締結時起經過五年者，亦同。

商法（明治三十二年法律第四十八號）第一百九十一條及第二百八十條之十二之規定（包含此等規定準用於他法律之場合）準用於符合第四條第一項至第三項規定之消費者契約之股票或新股認購之撤銷。於該場合，同法第一百九十一條中之「以錯誤或股票認購證要件欠缺為由主張其認購無效或以詐欺或脅迫為由」及同法第二百八十條之十二中之「以錯誤、股票認購證或新股認購權證書要件欠缺為由主張認購無效或以強迫為由」以「因消費者契約法第四條第一項乃至第三項（包含準用於同法第五條第一項之場合）之規定」取代。

第八條（免除事業者損害賠償責任條款之無效）

以下消費者契約條款，無效。

- 一 免除事業者債務不履行對消費者所生損害賠償責任之全部之條款
- 二 免除事業者債務不履行（限於因該事業者、其代表人或使用人之故意或重大過失所致）對消費者所生損害賠償責任之一部之條款
- 三 免除賠償於消費者契約中之事業者債務履行時因事業者不法行為對消費者所生損害之民法規定責任之全部之條款
- 四 免除賠償於消費者契約中之事業者債務履行時因事業者不法行為（限於因該事業者、其代表人或使用人之故意或重大過失所致）對消費者所生損害之民法規定責任之一部之條款
- 五 消費者契約係有償契約，於該消費者契約標的物上有隱藏瑕疵時（於該消費者契約係承攬契約之場合，為該消費者契約之工作標的物有瑕疵時。次項亦同），免除因該瑕疵對消費者所生損害之事業者賠償責任之全部之條款

前項第五款之條款中，若有下列情形，同項之規定不適用。

- 一 於該消費者契約，該消費者契約標的物有隱藏瑕疵時，該事業者負以無瑕疵之物取代或修補該瑕疵之責任時
- 二 該消費者與受該事業者委託之他事業者間之契約或該事業者與他事業者間為該消費者所訂契約中，先於或與消費者契約同時締結者，該消費者契約標的物有隱藏瑕疵時，該他事業者負賠償該瑕疵對消費者所生損害之責任之全部或一部，或負以無瑕疵之物取代之責任，或負修補該瑕疵之責任之場合。

第九條（消費者預定損害賠償支付額條款等之無效）

下列各款消費者契約條款，就各款規定之部分，無效。

一 預定因該消費者契約之解除所生損害賠償額之條款，或約定違約金之條款，兩者之合計金額，按照該條款設定之解除事由、時期等之區分，超過與該消費者契約同種之消費者契約解除對消費者所生之平均損害額者，該超過部分。

二 預定消費者於支付期日（於支付期數為二以上之場合，為各支付期日。本款以下亦同）前不支付基於消費者契約應支付之金錢之全部或一部之損害賠償額之條款，或約定違約金之條款，兩者之合計額超過，就支付期日翌日至為支付之日止之期間，按其日數，以從該支付期日應支付金額扣除該支付期日應支付金額中已支付金額之金額乘以年 14.6% 之比率計算之金額者，該超過部分。

第十條（單方有害消費者利益條款之無效）

較適用民法、商法或其他法律中無關公共秩序之規定更限制消費者權利或加重消費者義務之消費者契約條款，違反民法第一條第二項規定之基本原則單方有害於消費者利益者，無效。

第十一條（他法律之適用）

就消費者契約之要約或其承諾意思表示之撤銷及消費者契約條款之效力，除依本法之規定外，依民法或商法之規定。

就消費者契約之要約或其承諾意思表示之撤銷及消費者契約條款之效力，民法及商法以外之其他法律有特別規定時，依該特別規定。

第十二條（適用除外）

本法之規定不適用於勞動契約。

附則

本法，自平成十三年四月一日施行，適用於本法施行後締結之消費者契約。

原文：

第一章 總則

（目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

（事業者及び消費者の努力）

第三条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費

者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

第二章 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

4 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。

一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

5 第一項から第三項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(媒介の委託を受けた第三者及び代理人)

第五条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託(以下この項において単に「委託」という。)をし、当該委託を受けた第三者(その第三者から委託を受けた者(二以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。))を含む。次項において「受託者等」という。)が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第三項まで(前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。)の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

(解釈規定)

第六条 第四条第一項から第三項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(取消権の行使期間等)

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百九十一条及び第二百八十条ノ十二の規定(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。)は、第四条第一項から第三項までの規定による消費者契約としての株式又は新株の引受けの取消しについて準用する。この場合において、同法第百九十一条中「錯誤若ハ株式申込証ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ」とあり、及び同法第二百八十条ノ十二中「錯誤若ハ株式申込証若ハ新株引受権証書ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ」とあるのは、「消費者契約法第四条第一項乃至第三項(同法第五条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ因リ」と読み替えるものとする。

第三章 消費者契約の条項の無効

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
 - 二 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
 - 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
 - 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項
 - 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項
- 2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。
- 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
 - 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日(支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。)までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した

額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

第四章 雑則

(他の法律の適用)

第十一条 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。

2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(適用除外)

第十二条 この法律の規定は、労働契約については、適用しない。

附 則

この法律は、平成十三年四月一日から施行し、この法律の施行後に締結された消費者契約について適用する。

附 則 (平成一三年一月二八日法律第一二九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

衆議院 商工委員会 消費者契約法案に対する附帯決議(平成12年4月14日)

政府は、本法が、消費者と事業者との間に情報の質・量及び交渉力の格差が存在することにかんがみ、消費者利益の擁護のための新たな民事ルールを定めようとするものであることの意義を十分に認識し、本法施行に当たり、消費

者契約に係る紛争の防止とその公正かつ円滑な解決を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 立法趣旨や各条項の解釈等、当委員会の審議を通じて明らかにされた本法の内容について、消費者、事業者、各種の裁判外紛争処理機関、都道府県及び市町村自治体における消費者行政担当者等に十分周知徹底すること。

2 消費者契約に係る紛争の簡易、迅速な解決を図るため、裁判外の紛争処理機関の強化を図ること。

特に、

(1) 国民生活センター、都道府県及び市町村自治体に設置された消費生活センターが、消費者契約に係る紛争の解決について果たすべき役割の重要性にかんがみ、その充実・強化を図ること。都道府県及び市町村自治体に対しても、その住民が身近な消費生活センターで消費者契約に係る適切な情報提供、苦情相談、苦情処理が受けられる体制を確保されるよう要請すること。

(2) 消費生活センターにおいて、消費者契約に係る紛争(トラブル)についての相談、あっせんを行っている消費生活相談員は、その専門的な知識を基に本法を活用した消費者利益の擁護のために重要な役割を果たすことが期待されることにかんがみ、その育成・人材の確保及び本法のみならず民法や各般の個別法を総合的に活用できる専門性の向上のため、適切な施策の実施を行うこと。

(3) 都道府県等において条例で設置されている苦情処理委員会が、消費生活センターと手続的連続性を有しながら、消費者契約に係る紛争を解決するための公正かつ中立的機関として活用できることにかんがみ、高度に専門的な紛争の処理能力を向上させるため、苦情処理機関の要請に応じて専門家を地方に派遣するなど、その活性化のための支援策を講ずること。

(4) 消費者契約に係る紛争が裁判外で適切に解決されるための手段を十分確保するため、各地の弁護士会が設置する弁護士仲裁センターが消費者契約に係る紛争解決に当たり、利用しやすいものとなるよう、日本弁護士連合会に協力を要請すること。

3 紛争の究極的な解決手段である裁判制度を消費者としての国民に利用しやすいものとするという観点から、司法制度改革に係る検討に積極的に参画するとともに、その検討を踏まえ、本法の施行状況もみながら差し止め請求、団体訴権の検討を行うこと。

4 本法の施行状況について十分に把握し、消費者契約に係る紛争防止のための是正策に資するため、国民生活センターと全国の消費生活センターを結ぶオンライン・ネットワーク・システムである全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)により消費者契約に係る紛争及びその解決の実態についての情報を正確に収集、整理し、その情報を可能な限り国会等に公表するとともに、PIO-NETの拡充を図ること。

5 消費者が本法を活用しつつ、自己責任に基づいて主体的・合理的に行動できる能力を培うため、消費者が、本法をはじめとする民事ルールの意義・役割、契約に関する的確な知識や契約に当たっての消費者の役割について理解を深め、判断能力を向上させることができるよう、学校教育などにおける消費者契約に関する消費者教育の支援に積極的に取り組むこと。

6 電子商取引の進展など消費者契約の内容や形態が急速に多様化・複雑化してくることを踏まえ、また本法が主として裁判等の規範としての性格を有することにかんがみ、消費者契約に係る判例に関する情報及び消費生活センター等の裁判外紛争処理機関における処理例の情報の蓄積に努め、本法施行後の状況につき分析、検討を行い、必要があれば5年を目途に本法の見直しを含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

参議院 経済・産業委員会 消費者契約法案に対する附帯決議（平成12年4月27日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 消費者契約に係る紛争の簡易・迅速な解決を図るため、裁判外紛争処理機関の充実・強化を図るとともに、その積極的な活用に努めること。

特に、都道府県及び市町村に設置された消費生活センター、苦情処理委員会等について、専門家の派遣等を含め、その支援に努めるとともに、紛争解決機能を充実する観点からセンター等の役割の明確化、消費生活相談員の育成及び人材の確保を図ること。

2 消費者契約に係る紛争を防止するため、国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO - NET）を活用し、本法制定の趣旨に沿うよう、紛争及び解決の事例に関する情報の確かな収集・分析を行うとともに、その結果を可能な限り国会等に公表するよう努めること。

3 消費者が、契約に関して自己責任に基づいた主体的・合理的な判断及び行動ができるよう、消費者教育の支援等に積極的に取り組むこと。

4 商品等に係る情報等が高度化・専門化してきている実情から、事業者が、特に高齢者にみられる判断力の不足している者に対し、その状況に乗じて不当な消費者契約をすることのないよう消費者の利益の擁護に特段の配慮をすること。

5 紛争の最終的な解決手段である裁判制度が消費者にとって利用しやすいものとなるよう、司法制度改革の動向及び本法の施行状況を踏まえ、差止請求に係る団体訴権について検討すること。

6 消費者契約が今後ますます多様化かつ複雑化することにかんがみ、本法施行後の状況につき分析・検討を行い、必要に応じ5年を目途に本法の実効性をより一層高めるため、本法の見直しを含め適切な措置を講ずること。

右決議する。

七、 金融商品の販売等に関する法律 (平成十二年五月三十一日法律第一百号)

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=4&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_RECNO=1077&H_RYAKU=1&H_CTG=34&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 最終瀏覽日：
2003/11/6

譯文：

金融商品販售法

第一條 目的

本法係以藉由金融商品販售業者等於販售之際對顧客之應說明事項、於金融商品販售業者等未說明該當事項致顧客產生損害時金融商品販售業者等之損害賠償責任、確保金融商品販售業者等於販售時勸誘之適正等措施之制訂，謀求顧客之保護，促進國民經濟健全發展為目的。

第二條 定義

本法所稱「金融商品之販售」係指下列各行為
(第一款～第三款略，與本文無關)

四、締結以從事保險業法（平成七年法律第百五號）第二條第一項規定之保險業者為保險人之保險契約（本款下稱保險契約）或與政令所定在保險或共濟相關契約中類似保險之契約之要保人或類似者之締約行為。

(第五款～第十二款略，與本文無關)

十三、與前面各款類似而由政令所定之行為。

本法所謂「金融商品之販售等」係指金融商品之販售、其代理或仲介（包含為顧客為仲介者）。

本法所謂「金融商品販售業者等」係指以金融商品之販售等為業者。

本法所謂「顧客」係指金融商品販售之相對人。

第三條 金融商品販售業者等之說明義務

金融商品販售業者等於營業販售之際，應對顧客為下列事項之說明。

- 一、 就該金融商品之販售，以利息、通貨價格、有價證券之市價及其他指標為直接原因本金有減損之虞時，該意旨及指標。
- 二、 就該金融商品之販售，以販售該商品者或其他業者之業務或財務狀況之變化為直接原因本金有減損之虞時，該意旨及業者。
- 三、 於前二項，就該金融商品之販售，以政令所訂有使顧客判斷受到影響之重要事由為直接原因本金有減損之虞時，該意旨及事由。
- 四、 得行使為該金融商品販售客體之權利期間之限制或解除該買賣契

約期間之限制存在時，該意旨。

前項第一款至第三款所謂「本金有減損之虞」係指因該金融商品之販售顧客所支付金錢之合計額(若於有因該金融商品之販售該顧客讓與政令所定之金錢以外之物或權利(以下，本項及第五條第二項，稱為「金錢相當物」)之場合，為該合計額加上該金錢相當之市場價額(若無市場價額，以處分推定價額)合計額之額)有超過顧客(於有因該金融商品之販售依該顧客指定取得金錢或金錢以外之物或權利者之場合，包含該人。下稱「顧客等」。)取得金錢合計額(於有因該金融商品之販售該顧客等取得金錢以外之物或權利之場合，為該合計額加上該金錢以外之物或權利之市場價額(若無市場價額，以處分推定價額)合計額之額)之虞。

一金融商品之販售依第一項有二以上金融商品販售業者等應對顧客為重要事項之說明時，任一金融商品販售業者等已為說明，則他金融商品販售業者等就同項規定，無須為說明。但他金融商品販售業者等係政令所定者不在此限。

第一項規定，於下列情形不適用之。

- 一、 顧客係政令所定對金融商品之販售有專門知識及經驗者。
- 二、 顧客表明無須重要事項之說明。

第四條 金融商品販售業者等之損害賠償責任

金融商品販售業者等，依前條規定對顧客應為重要事項之說明而不為該重要事項之說明時，對顧客因此所生損害負損害賠償責任。

第五條 損害額之規定

顧客依前條規定請求損害賠償時，其本金減損額推定係因金融商品販售業者未說明重要事項所致。

前項所謂本金減損額，係指從因該金融商品之販售顧客所支付之金錢及應支付金錢之合計額(於因該金融商品之販售顧客讓與金錢相當物或應讓與金錢相當物之場合，為於該合計額加上該等金錢相當物之市場價額合計額(若無市場價額，以處分推定價額)之額)扣除因該金融商品之販售該顧客(若有因該金融商品之販售依顧客指定取得金錢或金錢以外之物或權利者之場合，包含該人。本項下稱「顧客等」)取得之金錢及應取得之金錢之合計額(於有因該金融商品之販售該顧客等取得金錢以外之物或權利或應取得金錢以外之物或權利之場合，為該合計額加上金錢以外之物或權利的市場價額合計額(若無市場價額，以處分推定價額)之額)與該顧客等處分因該金融商品之販售該顧客等取得之金錢以外之物或權利所得處分價額之合計額之總額所得之金額。

第六條 民法之適用

金融商品販售業者等因未說明重要事項所生損害賠償責任，除依本法規定外，依民法。

第七條 勸誘適正之確保

金融商品販售業者等於營業勸誘金融商品之購買時，應盡力確保勸誘之適正。

第八條 勸誘方針之制訂等

金融商品販售業者等，決定於營業上勸誘金融商品之購買時，應預先制訂關於勸誘之方針。但該金融商品販售業者等係政令所定國家、地方公共團體及其他無欠缺勸誘適正性之虞者或只針對特定顧客之金融商品販售業者等，不在此限。

勸誘方針應記載下列事項。

- 一、 依勸誘對象之知識、經驗及財務狀況應行留意之事項。
- 二、 依勸誘方法及時段對勸誘對象應行注意之事項。
- 三、 除前二款外，與確保勸誘之適正相關之事項。

金融商品販售業者等，依第一項規定制訂勸誘方針時，應照政令所定方法，快速公佈之，於有所變更時，亦同。

第九條 罰鍰

違反前條第一項規定不制訂勸誘方針或違反同條第三項規定不公佈勸誘方針之金融商品販售業者等，處以五十萬元以下之罰鍰。

附則

1、（施行期日等）

本法自平成十三年四月一日後施行，施行後適用於金融商品販售業者等營業上之販售。

2、（關於重要事項說明之經過措施）

本法施行後就營業上金融商品之販售，對顧客為本法施行前相當於重要事項之事項為說明時，金融商品販售業者等視為已就關於該金融商品之販售等之重要事項為說明。

3、（政令之委任）

除前項外，關於本法施行所必要之經過措施，以政令定之。

原文：

金融商品の販売等に関する法律

(平成十二年五月三十一日法律第百一号)

最終改正：平成一五年五月三〇日法律第五四号

(最終改正までの未施行法令)

平成十五年五月三十日法律第五十四号 (未施行)

(目的)

第一条 この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明すべき事項及び金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったことにより当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置について定めることにより、顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 預金、貯金、定期積金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項 に規定する掛金の受入れを内容とする契約（郵便貯金に係るものを除く。）の預金者、貯金者、定期積金の積金者又は同項 に規定する掛金の掛金者との締結
- 二 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条 に規定する無尽に係る契約に基づく掛金（以下この号において「無尽掛金」という。）の受入れを内容とする契約の無尽掛金の掛金者との締結
- 三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が特定権利（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項 に規定する有価証券に表示される権利又は同条第二項 の規定により有価証券とみなされる権利をいう。第六号イ及び八からホまでにおいて同じ。）であるものを除く。）の委託者との締結
- 四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項 に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約（以下この号において「保険契約」という。）又は保険若しくは共済に係る契約で保険契約に類するものとして政令で定めるものの保険契約者又はこれに類する者との締結
- 五 有価証券（証券取引法第二条第一項 に規定する有価証券又は同条第二

項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。)を取得させる行為(代理又は媒介に該当するもの並びに同条第十七項に規定する有価証券先物取引(第十号において「有価証券先物取引」という。))及び同条第二十一項に規定する有価証券先渡取引(第十一号において「有価証券先渡取引」という。)に該当するものを除く。)

六 次に掲げるものを取得させる行為(代理又は媒介に該当するものを除く。)

イ 信託の受益権(特定権利であるもの並びに八及び二に掲げるものに該当するものを除く。)

ロ 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券

ハ 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第三項に規定する商品投資受益権(特定権利であるものを除く。)

ニ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第二条第六項に規定する小口債権(特定権利であるものを除く。)

ホ 譲渡性預金証書をもって表示される金銭債権(特定権利であるものを除く。)

七 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項に規定する商品投資契約の締結

八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第六項第二号に規定する特定債権等組合契約の締結

九 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約(金銭をもって出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするものに限る。)の締結

十 有価証券先物取引、証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第十九項に規定する有価証券オプション取引、同条第二十項に規定する外国市場証券先物取引若しくは金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第九項に規定する金融先物取引等又はこれらの取引の取次ぎ

十一 有価証券先渡取引、証券取引法第二条第二十二項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引、同条第二十三項に規定する有価証券店頭オプション取引、同条第二十四項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引若しくは金融先物取引法第二条第五項に規定する店頭金融先物取引又はこれらの取引の取次ぎ

十二 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で

約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引(前二号に掲げるものに該当するものを除く。)であって政令で定めるもの又は当該取引の取次ぎ

十三 前各号に掲げるものに類するものとして政令で定める行為

2 この法律において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売又はその代理若しくは媒介(顧客のために行われるものを含む。)をいう。

3 この法律において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行う者をいう。

4 この法律において「顧客」とは、金融商品の販売の相手方をいう。

(金融商品販売業者等の説明義務)

第三条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項(以下「重要事項」という。)について説明をしなければならない。

一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨及び当該指標

二 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨及び当該者

三 前二号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨及び当該事由

四 当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨

2 前項第一号から第三号までの「元本欠損が生ずるおそれ」とは、当該金融商品の販売が行われることにより顧客の支払うこととなる金銭の合計額(当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の譲渡することとなる金銭以外の物又は権利であって政令で定めるもの(以下この項及び第五条第二項において「金銭相当物」という。))がある場合にあっては、当該合計額に当該金銭相当物の市場価額(市場価額がないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額)が、当該金融商品の販売により当該顧客(当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の物若しくは権利を取得することとなる者がある場合にあっては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。)の取得することとなる金銭の合計額(当該金融商品の販売により当該顧客等の取得することとなる金銭以外の物又は権利がある場合にあっては、当該合計額に当該金銭以外の物又は権利の市

場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）を上回ることとなるおそれがあることをいう。

3 一の金融商品の販売について二以上の金融商品販売業者等が第一項の規定により顧客に対し重要事項について説明をしなければならない場合において、いずれか一の金融商品販売業者等が当該重要事項について説明をしたときは、他の金融商品販売業者等は、同項の規定にかかわらず、当該重要事項について説明をすることを要しない。ただし、当該他の金融商品販売業者等が政令で定める者である場合は、この限りでない。

4 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（第八条第一項において「特定顧客」という。）である場合

二 重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合（金融商品販売業者等の損害賠償責任）

第四条 金融商品販売業者等は、顧客に対し前条の規定により重要事項について説明をしなければならない場合において、当該重要事項について説明をしなかったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

（損害の額の推定）

第五条 顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったことによつて当該顧客に生じた損害の額と推定する。

2 前項の「元本欠損額」とは、当該金融商品の販売が行われたことにより顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の譲渡した金銭相当物又は譲渡すべき金銭相当物がある場合にあっては、当該合計額にこれらの金銭相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）から、当該金融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の物若しくは権利を取得することとなった者がある場合にあっては、当該者を含む。以下この項において「顧客等」という。）の取得した金銭及び取得すべき金銭の合計額（当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の物若しくは権利又は取得すべき金銭以外の物若しくは権利がある場合にあっては、当該合計額にこれらの金銭以外の物又は権利の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）と当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の物又は権利であつて当該顧客等が売却その他の処分をしたものの処分価額の合計額とを合算した額を控除した金額をいう。

（民法の適用）

第六条 重要事項について説明をしなかったことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

（勧誘の適正の確保）

第七条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない。

（勧誘方針の策定等）

第八条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下「勧誘方針」という。）を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らし配慮すべき事項

二 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

3 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（過料）

第九条 前条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかった金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行し、この法律の施行後に金融商品販売業者等が業として行った金融商品の販売等について適用する。

（重要事項についての説明に関する経過措置）

2 この法律の施行後に業として行われる金融商品の販売等について、顧客に対し、この法律の施行前に重要事項に相当する事項について説明が行われているときは、金融商品販売業者等は、当該金融商品の販売等に係る重要事項について説明を行ったものとみなす。

（政令への委任）

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政

令で定める。

附 則（平成一五年五月三〇日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

八、 金融取引紛争解決機構案

資料來源：変額保険事件網站，

<http://www.hengaku-higai.org/solution/hgk-sltm-frame.html> 最終瀏覽日：

2003/11/6

【第一目的・理念・適用範囲】金融取引紛争解決機構は消費者と金融商品販売業者の間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、両者の間に生じた金融商品にかかわる紛争を、消費者を支援し、訴訟外で迅速に解決することを目的に設立された機関である。

機構は裁判所の先例や証拠原則に拘束されず、公正と合理性に依拠し、紛争の解決をはかることとする。

すでに和解等に至った者であっても、和解等の内容が著しく機構の目的、理念から乖離していると機構が判断した場合には、申し立て者の申し立てにより、機構は和解等の見直しを行なうことができる。

【第二 定義】「消費者」とは1)金融商品を利用している者、利用してきた者、利用することを考えている者、2)金融商品を利用することから生じるまたは金融商品の利用に起因する権利や利益を持つ者、3)信認義務者の立場に立つ者が提供する金融商品を利用することで影響を受ける権利や利益を持つ者をいう。

「金融商品販売業者」とは法人その他の団体、及び事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

「金融商品」とは、株式、負債の証書、政府及び公共債、集合投資言計画、オプション、先物、差金決済、保険、預金、融資、その他投資に関わるあらゆる権利又は利益をいう。

【第三 組織・委員長・委員・議決方法・権限等】

機構は国家行政組織法策三条の委員会に準じる行政機関である。

機構は委員長および委員をもってこれを組織し、機構の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

委員は消費者団体、業界団体、公益団体より各三名、計九名を内閣総理大

臣が両議院の同意を得てこれを任命する。委員長は委員の互選により選出する。

機構は所轄事務に関する詳細な規則を制定する権限を有する。

機構は適正規模の事務局を設置することとする。

機構の委員長及び委員は独立してその職権を行なう。

【第四 所轄事務】機構の所轄事務は次のとおりとする。

裁定人(オンブズマン)を、消費者団体、業界団体、公益団体が推薦する者のなかから同数ずつ撰ぶ。

苦情の受付、調査、処理等に関わる手続きに関する規則、ならびに、機構の運営・管理に関する規則を制定する。

両議院と内閣総理大臣に年次報告書を提出する。

【第五 裁定のパネル】苦情処理にあたっては、最低三人の裁定人によるパネルを組織する。苦情の内容、質等によりパネルの規模は変わるが、いずれの場合も消費者団体、業界団体、公益団体の推薦した裁定人を同数ずつ配置する。特に構造的・集中的被審を取り扱うパネルの構築については別途規則で定める。

【第六 斡旋・調停】苦情が提起された場合、まず斡旋、調停を行ない、不調に終わった場合のみ、裁定人が決定を下す。調査、斡旋、調停は裁定人以外の他のスタッフが行なうことができる。

【第七裁定人の決定】裁定人は規則に定められた一定の期間内に決定を下し、書面で両当事者に通知しなければならない。その書面には次の事項が記載される。

一 決定の内容。

二 決定の理由。

三 裁定人の署名、捺印。

四 苦情申し立て者には決定を拒否し訴訟を提起する権利が留保されていること。

五 苦情申し立て者が書面で、規則に定められた期限内に、決定を受け入れるかどうかを通知すべきこと、ならびに苦情申し立て者が決定を受け入れる旨の通知をした場合、決定は当事者双方を拘束すること。

【第八 損害賠償額と業務改善命令の通知】

事業者の側に苦情を生じさせた原因があるとの決定が出された場合、上記の書面に次の事項が併記される。

- 一 損害賠償額。
- 二 業務改善命令の内容。

消費者が決定を受け入れた場合、事業者以下を通知する。

- 一 決定を消費者が受け入れたこと。
- 二 損害賠償の支払。
- 三 業務改善命令。

【第九 裁定人の情報請求権】裁定人は苦情処理にあたって、稟議書、業務目録、企画書、帳簿等必要な情報や書面の提供・提出を当事者に求めることができる。要請に従わない場合の制裁については、規則で定める。なお、職務上得た情報や書面に関して、裁定人は秘守義務を負う。

【第十 苦情処理に要した費用の負担】苦情処理に要した費用は、陳則として事業者が負担する。消費者が故意に解決を遅らせた等相当の理由がある場合以外は、消費者はいかなる費用も請求されない。

【第十一 スキームの構築・運営・管理のための費用】機構は、スキームの構築並びに運営・管理の費用の一部を事業者から年会費として徴収することができる。

【第十二 事業者の紛争解決義務】事業者は次の義務を負う。

- 一 機構への強制加入。
- 二 苦情処理窓口の設置。
- 三 規則に定められた期間内に処理を終了する。
- 四 消費者が処理結果に満足しない場合には、機構についての情報を提供する。

五規則に定められた期間、苦情処理の全ての審類を保管する。

六年間の苦情数、内容、処理結果を機構と両議院に報告する。

九、 人身保险新型产品信息披露管理暂行办法

資料來源：<http://www.generalichina.com/principle/xcppl.htm> 最終瀏覽日：2003/11/6

第一章 总 则

第一条 为促进人身保险业务的健康发展，规范市场行为，保护保单持有人的利益，根据《保险公司管理规定》，制定本办法。

第二条 本办法所称人身保险新型产品（以下简称新型产品），是指投资连结保险、万能保险、分红保险，以及中国保险监督管理委员会（以下简称中国保监会）认定的其他产品。

第三条 本办法所称信息披露，是指保险公司通过产品说明书、保险利益测算书、公告、客户报告，以及建议书、招贴画、宣传单等形式提供新型产品有关信息的行为。

第四条 开办新型产品的保险公司，应当按照本办法进行信息披露。

第五条 保险公司进行信息披露，应当采用非专业语言，通俗易懂，并对其客观性、真实性负责，无重大遗漏，不得对客户进行欺骗、误导和故意隐瞒。

第六条 保险公司开办新型产品，产品说明书内容应当与保险条款相一致。

第七条 保险公司在签发保单之前，应让投保人认真阅读产品说明书。保险公司应当在投保单上显著位置用黑体字打印：“本人已认真阅读并理解产品说明书”，并由投保人签名确认。

第二章 投资连结

保险的信息披露

第八条 投资连结保险的产品说明书应当包含以下内容：

（一）风险提示

在产品说明书封面显著位置用黑体字打印“投保人要承担该产品投资风险”。

（二）产品基本特征

包括投资部分的收益与投资账户的投资表现的关系，保障部分的收益与投资账户的投资表现的关系。

（三）投资账户情况说明

1、投资账户的投资政策和主要投资工具；

2、投资账户的运作方式及其受到的限制；

3、该保险所连接的投资账户过去10年每年的业绩；如果运作时间不足10年，则为其存续时间每年的业绩；

投资账户的业绩计算应严格按照经中国保监会备案的程序方法进行，保险公司不得随意自行设计业绩指标；

4、对投资账户所收取的各项费用及水平；

5、投资账户资产价值评估方法；

6、未来可能的投资连结部分的利益给付情况，应根据过去的经验，采用高、中、低三个不同的利率进行演示，并说明该演示利率纯粹是描述性的，不能理解为对未来的预期；

7、投资账户面临的主要投资风险。

(四) 犹豫期及退保

1、投保人犹豫期解约及全额退还保费的权利；

2、投保人退保时保险公司要扣除的费用，及相应的投保人可退还份额。

第九条 在签定保险合同前，保险公司应当说明对投资账户收取的各项费用，并得到投保人的签字确认。

保险公司的说明至少应包括以下内容：

(一) 投资账户因投资行为产生的税收义务；

(二) 投资账户在购买或出售资产时将会发生的经纪费用和其他类似的交易费用；

(三) 用精算方法确定的风险保障费用；

(四) 投资账户收取的行政费用和投资管理费用；

(五) 对于死亡和费用保证所收取的费用。

第十条 开办投资连结保险的保险公司应当至少每月一次在中国保监会认可的公众媒体上公告投资账户单位价值。

第十一条 开办投资连结保险的保险公司应当至少每半年一次在中国保监会认可的报纸上作信息公告。

信息公告的内容包括：

(一) 投资账户财务状况的简要说明；

(二) 投资账户过去5年的投资收益率，投资账户设立不足5年的，为设立期间各年的投资收益率；

(三) 投资账户在报告日的投资组合；

(四) 报告期投资账户收取的管理费用；

(五) 投资账户投资政策的任何变动。

第十二条 保险公司应当在每个保单周年日后45日内，向保单持有人寄送一份保单状态报告，说明保单持有人于保单周年日后第一个计价日在每个投资账户中持有的单位数、单位价值、保单价值、保险金额、部分解约、保单贷款、费用扣除等内容。

报告应当说明，保单价值可能增加也可能减少，并标出在下一报告日将会发生改变的项目。

第三章 万能保险的信息披露

第十三条 万能保险的产品说明书应当包含以下内容：

(一) 保证利率和演示利率下的保费、死亡保险金和保单价值。

保险公司应当根据过去的经验，采用高、中、低三个不同的利率进行演示，

并说明该演示利率纯粹是描述性的，不能理解为对未来的预期。

(二) 犹豫期及退保

1、投保人犹豫期解约及全额退还保费的权利；

2、投保人退保时保险公司要扣除的费用，及相应的投保人可以退还份额。

第十四条 保险公司在关于万能保险的任何阐述中都应当符合以下规则：

(一) 在声明保单费用或利益的同时，应当：1、明确表明保证保单费用或利益；2、对于现在适用于保单的利率、费用等因素的非保证性和保险人变更这些因素的权利作出说明；3、如果非保证的利率存在上限，指出这一上限；

(二) 描述保单价值时应当同时说明相应的现金价值；

(三) 在宣布结算利率时，应当说明决定该利率的频率和时间；

(四) 如果某项声明指出该保单是指数关联的，应当说明相关联的指数。另外，还应说明决定结算利率的频率和时间，以及为达到该结算利率对指数作出的调整；

(五) 描述非保证的利益时，应当声明这些利益是非保证的。

第十五条 在任何情况下，如果保单期满前的现金价值不足以支付当前的保险成本及费用，保险公司应当提前通知投保人，特别应当说明在这种情况下保障将提前结束，并提出维系保单继续有效的条件。

第十六条 保险公司应当至少每年向保单持有人寄送一份保单状态报告。保单状态报告应当包含以下内容：

(一) 报告期；

(二) 前一报告期末及本报告期末的保单价值；

(三) 分项列明收取的各项费用和记入的各项收益（包括利息、死亡保费、费用及附加险保费）；

(四) 本报告期末每一被保险人的死亡保额；

(五) 本报告期末的现金价值；

(六) 本报告期末的保单贷款余额；

(七) 对于保单现金价值不足以保证保险在下一报告期继续有效，报告应对此作出提醒。

第四章 分红保险的信息披露

第十七条 分红保险的产品说明书应当说明产品性质、特征、红利及红利分配方式、保单持有人承担的风险等事项。

保险公司应当根据过去的经验，采用高、中、低三个不同的利率进行演示，并说明该演示利率纯粹是描述性的，不能理解为对未来的预期，分红是非保证的。

第十八条 保险公司不得通过公共媒体公布或宣传分红保险的经营成果或者分红水平。

第十九条 采用现金分红方式的，保险公司不得使用分红率、投资回报率等

比例性指标描述分红保险的分红情况。

第二十条 保险公司在销售时不得以任何方式将分红保险的经营成果与其他保险公司的分红保险、投资连结保险、万能保险进行比较。

第二十一条 保险公司每一会计年度应当至少向保单持有人寄送一次分红业绩报告，报告应包含以下内容：

- (一) 分红保险经营状况及公司分红政策；
- (二) 费用支出及费用分摊方法，采用固定费用率方式的除外；
- (三) 本年度盈余和可分配盈余；
- (四) 保单持有人应获红利；
- (五) 红利计算基础和计算方法。

第五章 备案制度

第二十二条 保险公司使用的信息披露材料，应当由总公司或其授权的分公司统一管理。

第二十三条 开办新型产品的保险公司应将产品说明书、保险利益测算书、公告制度及客户报告制度报中国保监会备案。中国保监会自收到上述报备材料后15个工作日内没有提出异议的，保险公司方可实施。

保险公司法律责任人、精算责任人应对报备材料出具法律声明书和精算声明书，保证报备材料客观、真实、无重大遗漏。

第二十四条 保险公司在公告、寄送客户报告之前，应将公告、客户报告内容报中国保监会备案。保险公司法律责任人和精算责任人应对报备材料出具法律声明书和精算声明书，保证报备材料客观、真实、无重大遗漏。

保险公司自将上述报备材料送达中国保监会的次日起，即可进行公告、客户报告。

本条第一款所指客户报告内容是指保险公司依照本办法针对某一新型产品，在某一时间区间内寄送的保单状态报告、分红业绩报告中具有共性的内容。

第二十五条 保险公司在中国保监会派出机构辖区内使用产品说明书、保险利益测算书、进行公告、客户报告的，应当比照本办法第二十三条、第二十四条向当地派出机构备案。

第二十六条 保险公司及其分支机构，以及保险公司营销人员所使用的建议书、招贴画和宣传单等其它材料应当与保险条款和产品说明书保持一致。

中国保监会派出机构负责对本辖区内保险公司的信息披露行为进行监管，以保证所有信息披露材料与本办法的规定相一致。

第六章 附则

第二十七条 保险公司开办其他新型产品的，经中国保监会认定后，应当比

照本办法中最相类似的新型产品进行信息披露。

第二十八条 保险公司违反本办法，中国保监会及其派出机构将按下列方式给予处罚或采取强制措施：

- (一) 责令改正；
- (二) 取消有关责任人任职资格；
- (三) 责令停止销售该新型产品；
- (四) 取消经营此类业务的资格；
- (五) 责令将原有业务转让给其他保险公司。

第二十九条 保险公司法律责任人、精算责任人没有认真履行职责，致使其产品说明书、保险利益测算书、公告和客户报告制度出现重大失误的，比照《人身保险产品备案管理暂行办法》处理。

第三十条 保险公司分支机构、销售人员违反本办法，对投保人、被保险人或者社会公众造成误导的，中国保监会将依法追究保险公司责任。

第三十一条 本办法的解释权属于中国保监会。

第三十二条 本办法自二零零二年一月一日起实施。

十、 于购买人身保险新型产品有关注意事项的公告(保监公告第 32 号)

資料來源：http://www.circ.gov.cn/notes/list_detail.asp?Auto_ID=141 最終瀏覽日：2003/11/6

保护广大消费者的合法权益,规范保险公司信息披露行为,中国保险监督管理委员会已于 2001 年 12 月 6 日颁布了《人身保险新型产品信息披露管理暂行办法》(以下简称《办法》),该《办法》将于 2002 年 1 月 1 日起实施。对于此前已经在我会备案的人身保险新型产品将于 2002 年 3 月 1 日起遵照此《办法》进行信息披露。

现就《办法》中涉及到的消费者在购买分红保险、投资连结保险、万能保险等人身保险新型产品中有关注意事项公告如下：

为使消费者充分了解新型产品的特性及其风险,中国保监会要求保险公司在销售人身保险新型产品时,向客户出具经中国保监会备案、用非专业语言表述的产品说明书。消费者在购买前,一定要认真阅读产品说明书,详细了解产品的保险责任、不保障的内容等事项,理解保险合同双方的权利义务。消费者应明确了解该产品哪些利益是保险公司保证的,哪些项目是不保证的,哪些是根据保险公司未来的经营情况的好坏确定的,并在投保单上签字确认。

对于投资连结类保险产品,消费者应重点了解该产品投资收益与投资帐户的关系、投资帐户的情况、对投资帐户收取的各项费用的情况、投资账户面临的主要风险、投保人退保时保险公司要扣除的费用和投保人可退还份额等事项。我会要求开办投资连结保险的保险公司至少每月一次在公众媒体上公告投资帐户的单位价值,投保人可以注意阅读,掌握投资单位价值的变动情况。

对于万能保险产品,消费者应全面了解万能产品的保证利率、费用扣除情况、风险保费扣除情况、死亡保险金和保单价值等的变动情况、投保人退保时保险公司要扣除的费用和投保人可退还份额等事项。消费者购买万能保险产品后,还应掌握自己的保单状况,及时缴纳保费,避免因保单现金价值不足而影响合同的效力。

对于分红保险产品,消费者应了解该产品的保险责任、特征、红利及红利分配方式等事项,由于各种分红保险的设计有一定差异,分红保险所能提供的保障和收益程度各有不同,消费者应全面把握分红产品的保障和投资作用,不要将不同分红保险产品的红利多少作简单、片面的比较,更不能与其他类型的产品收益作比较。

特此公告

中国保监会

二 〇 〇 二 年 十 二 月 二 十 九 日

十一、全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国保险法》的决定（2002年10月28日第九届全国人民代表大会常务委员会第三十次会议通过）

資料來源：http://www.circ.gov.cn/policy/list_detail.asp?auto_id=153，最終瀏覽日：2003/11/7

第九届全国人民代表大会常务委员会第三十次会议决定对《中华人民共和国保险法》作如下修改：

一、第四条修改为：“从事保险活动必须遵守法律、行政法规，尊重社会公德，遵循自愿原则。”

二、增加一条，作为第五条：“保险活动当事人行使权利、履行义务应当遵循诚实信用原则。”

三、第八条改为第九条，修改为：“国务院保险监督管理机构依照本法负责对保险业实施监督管理。”并相应地将有关条文中的“金融监督管理部门”修改为“保险监督管理机构”。

四、第二十三条改为第二十四条，第一款修改为：“保险人收到被保险人或者受益人的赔偿或者给付保险金的请求后，应当及时作出核定，并将核定结果通知被保险人或者受益人；对属于保险责任的，在与被保险人或者受益人达成有关赔偿或者给付保险金额的协议后十日内，履行赔偿或者给付保险金义务。保险合同对保险金额及赔偿或者给付期限有约定的，保险人应当依照保险合同的约定，履行赔偿或者给付保险金义务。”

五、第三十一条改为第三十二条，修改为：“保险人或者再保险接受人对在办理保险业务中知道的投保人、被保险人、受益人或者再保险分出人的业务和财产情况及个人隐私，负有保密的义务。”

六、第六十七条改为第六十八条，修改为：“人身保险的被保险人因第三者的行为而发生死亡、伤残或者疾病等保险事故的，保险人向被保险人或者受益人给付保险金后，不得享有向第三者追偿的权利。但被保险人或者受益人仍有权向第三者请求赔偿。”

七、第八十七条改为第八十八条，增加一款，作为第二款：“转让或者由保险监督管理机构指定接受前款规定的人寿保险合同及准备金的，应当维护被保险人、受益人的合法权益。”

八、第九十一条改为第九十二条，第二款修改为：“同一保险人不得同时兼营财产保险业务和人身保险业务；但是，经营财产保险业务的保险公司经保险监督管理机构核定，可以经营短期健康保险业务和意外伤害保险业务。”

第四款修改为：“保险公司不得兼营本法及其他法律、行政法规规定以外的业务。”

九、第九十三条改为第九十四条，修改为：“保险公司应当根据保障被保险人利益、保证偿付能力的原则，提取各项责任准备金。”

“ 保险公司提取和结转责任准备金的具体办法由保险监督管理机构制定。 ”

十、第九十六条改为第九十七条，增加一款，作为第三款：“ 保险保障基金管理使用的具体办法由保险监督管理机构制定。 ”

十一、第一百零一条改为第一百零二条，修改为：“ 保险公司应当按照保险监督管理机构的有关规定办理再保险。 ”

十二、第一百零四条改为第一百零五条，第三款修改为：“ 保险公司的资金不得用于设立证券经营机构，不得用于设立保险业以外的企业。 ”

十三、第一百零五条改为第一百零六条，增加一项，作为第五项：“ （五）故意编造未曾发生的保险事故进行虚假理赔，骗取保险金。 ”

十四、第一百零六条改为第一百零七条，修改为：“ 关系社会公众利益的保险险种、依法实行强制保险的险种和新开发的人寿保险险种等的保险条款和保险费率，应当报保险监督管理机构审批。保险监督管理机构审批时，遵循保护社会公众利益和防止不正当竞争的原则。审批的范围和具体办法，由保险监督管理机构制定。

“ 其他保险险种的保险条款和保险费率，应当报保险监督管理机构备案。 ”

十五、增加一条，作为第一百零八条：“ 保险监督管理机构应当建立健全保险公司偿付能力监管指标体系，对保险公司的最低偿付能力实施监控。 ”

十六、第一百零七条改为第一百零九条，增加一款，作为第三款：“ 保险监督管理机构有权查询保险公司在金融机构的存款。 ”

十七、第一百一十九条改为第一百二十一条，修改为：“ 保险公司必须聘用经保险监督管理机构认可的精算专业人员，建立精算报告制度。 ”

十八、增加一条，作为第一百二十二条：“ 保险公司的营业报告、财务会计报告、精算报告及其他有关报表、文件和资料必须如实记录保险业务事项，不得有虚假记载、误导性陈述和重大遗漏。 ”

十九、第一百二十条改为第一百二十三条，增加一款，作为第二款：“ 依法受聘对保险事故进行评估和鉴定的评估机构和专家，应当依法公正地执行业务。因故意或者过失给保险人或者被保险人造成损害的，依法承担赔偿责任。 ”

增加一款，作为第三款：“ 依法受聘对保险事故进行评估和鉴定的评估机构收取费用，应当依照法律、行政法规的规定办理。 ”

二十、增加一条，作为第一百二十七条：“ 保险人委托保险代理人代为办理保险业务的，应当与保险代理人签订委托代理协议，依法约定双方的权利和义务及其他代理事项。 ”

二十一、第一百二十四条改为第一百二十八条，增加一款，作为第二款：“ 保险代理人为保险人代为办理保险业务，有超越代理权限行为，投保人有理由相信其有代理权，并已订立保险合同的，保险人应当承担保险责任；但是保险人可以依法追究越权的保险代理人的责任。 ”

二十二、第一百二十四条第二款改为第一百二十九条，修改为：“ 个人保险代理人在代为办理人寿保险业务时，不得同时接受两个以上保险人的委托。 ”

二十三、第一百二十六条改为第一百三十一条，修改为：“保险代理人、保险经纪人在办理保险业务活动中不得有下列行为：

“（一）欺骗保险人、投保人、被保险人或者受益人；

“（二）隐瞒与保险合同有关的重要情况；

“（三）阻碍投保人履行本法规定的如实告知义务，或者诱导其不履行本法规定的如实告知义务；

“（四）承诺向投保人、被保险人或者受益人给予保险合同规定以外的其他利益；

“（五）利用行政权力、职务或者职业便利以及其他不正当手段强迫、引诱或者限制投保人订立保险合同。”

二十四、增加一条，作为第一百三十四条：“保险代理手续费和经纪人佣金，只限于向具有合法资格的保险代理人、保险经纪人支付，不得向其他人支付。”

二十五、增加一条，作为第一百三十六条：“保险公司应当加强对保险代理人的培训和管理，提高保险代理人的职业道德和业务素质，不得唆使、误导保险代理人进行违背诚信义务的活动。”

二十六、第一百三十一条改为第一百三十八条，修改为：“投保人、被保险人或者受益人有下列行为之一，进行保险欺诈活动，构成犯罪的，依法追究刑事责任：

“（一）投保人故意虚构保险标的，骗取保险金的；

“（二）未发生保险事故而谎称发生保险事故，骗取保险金的；

“（三）故意造成财产损失的保险事故，骗取保险金的；

“（四）故意造成被保险人死亡、伤残或者疾病等人身保险事故，骗取保险金的；

“（五）伪造、变造与保险事故有关的证明、资料和其他证据，或者指使、唆使、收买他人提供虚假证明、资料或者其他证据，编造虚假的事故原因或者夸大损失程度，骗取保险金的。

“有前款所列行为之一，情节轻微，尚不构成犯罪的，依照国家有关规定给予行政处罚。”

二十七、第一百三十二条改为第一百三十九条，修改为：“保险公司及其工作人员在保险业务中隐瞒与保险合同有关的重要情况，欺骗投保人、被保险人或者受益人，或者拒不履行保险合同约定的赔偿或者给付保险金的义务，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由保险监督管理机构对保险公司处以五万元以上三十万元以下的罚款；对有违法行为的工作人员，处以二万元以上十万元以下的罚款；情节严重的，限制保险公司业务范围或者责令停止接受新业务。

“保险公司及其工作人员阻碍投保人履行如实告知义务，或者诱导其不履行如实告知义务，或者承诺向投保人、被保险人或者受益人给予非法的保险费回扣或者其他利益，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由保险监督管理机构责令改正，对保险公司处以五万元以上三十万元以下的罚款；对有违法

行为的工作人员，处以二万元以上十万元以下的罚款；情节严重的，限制保险公司业务范围或者责令停止接受新业务。”

二十八、第一百三十三条改为第一百四十条，修改为：“保险代理人或者保险经纪人在其业务中欺骗保险人、投保人、被保险人或者受益人，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由保险监督管理机构责令改正，并处以五万元以上三十万元以下的罚款；情节严重的，吊销经营保险代理业务许可证或者经纪业务许可证。”

二十九、第一百三十四条改为第一百四十一条，修改为：“保险公司及其工作人员故意编造未曾发生的保险事故进行虚假理赔，骗取保险金，构成犯罪的，依法追究刑事责任。”

三十、第一百三十五条改为第一百四十二条，修改为：“违反本法规定，擅自设立保险公司或者非法从事商业保险业务活动的，由保险监督管理机构予以取缔；构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由保险监督管理机构没收违法所得，并处以违法所得一倍以上五倍以下的罚款，没有违法所得或者违法所得不足二十万元的，处以二十万元以上一百万元以下的罚款。”

三十一、第一百三十六条改为第一百四十三条，修改为：“违反本法规定，超出核定的业务范围从事保险业务或者兼营本法及其他法律、行政法规规定以外的业务，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由保险监督管理机构责令改正，责令退还收取的保险费，没收违法所得，并处以违法所得一倍以上五倍以下的罚款；没有违法所得或者违法所得不足十万元的，处以十万元以上五十万元以下的罚款；逾期不改正或者造成严重后果的，责令停业整顿或者吊销经营保险业务许可证。”

三十二、第一百三十八条改为第一百四十五条，第二项修改为：“（二）未按照规定提取或者结转各项责任准备金或者未按照规定提取未决赔款准备金的”；增加一项，作为第八项：“（八）未按照规定将应当报送审批的险种的保险条款和保险费率报送审批的。”

三十三、第一百三十九条改为第一百四十六条，第二项修改为：“（二）未按照规定将应当报送备案的险种的保险条款和保险费率报送备案的。”

三十四、第一百四十条改为第一百四十七条，修改为：“违反本法规定，有下列行为之一，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由保险监督管理机构责令改正，处以十万元以上五十万元以下的罚款；情节严重的，可以限制业务范围、责令停止接受新业务或者吊销经营保险业务许可证：

“（一）提供虚假的报告、报表、文件和资料的；

“（二）拒绝或者妨碍依法检查监督的。”

三十五、第一百四十二条改为第一百四十九条，修改为：“违反本法规定，未取得经营保险代理业务许可证或者经纪业务许可证，非法从事保险代理业务或者经纪业务活动的，由保险监督管理机构予以取缔；构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由保险监督管理机构没收违法所得，并处以违法所得一

倍以上五倍以下的罚款，没有违法所得或者违法所得不足十万元的，处以十万元以上五十万元以下的罚款。”

三十六、第一百四十三条改为第一百五十条，修改为：“对违反本法规定尚未构成犯罪的行为负有直接责任的保险公司高级管理人员和其他直接责任人员，保险监督管理机构可以区别不同情况予以警告，责令予以撤换，处以二万元以上十万元以下的罚款。”

三十七、第一百四十五条、第一百四十六条合并为一条，作为第一百五十二条，修改为：“对不符合本法规定条件的设立保险公司的申请予以批准，或者对不符合保险代理人、保险经纪人条件的申请予以批准，或者有滥用职权、玩忽职守的其他行为，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。”

三十八、第一百四十八条改为第一百五十四条，修改为：“中外合资保险公司、外资独资保险公司、外国保险公司分公司适用本法规定；法律、行政法规另有规定的，适用其规定。”

此外，根据本决定对部分条文的文字作相应修改并对条文顺序作相应调整。本决定自2003年1月1日起施行。

《中华人民共和国保险法》根据本决定作相应修改，重新公布。

十二、 保険募集の取締に関する法律（法律第七十一号（昭二三・七・一五））

資料來源：

http://www.shugiin.go.jp/itdb_housei.nsf/html/houritsu/00219480715171.htm 最終瀏覽日：2003/11/21

（目的）

第一条 この法律は、生命保険募集人及び損害保険代理店並びに募集を行う生命保険会社の役員及び使用人の登録をなし、それらの者の行う募集を取り締り、もつて保険契約者の利益を保護し、あわせて保険事業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生命保険募集人」とは、生命保険会社の委託を受けて、その保険会社のために生命保険契約の締結の媒介をなす者で、その保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

2 この法律において「損害保険代理店」とは、損害保険会社の委託を受けて、その保険会社のために損害保険契約の締結の代理をなす者で、その保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

3 この法律において「募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介をなすことをいう。

4 この法律において「委託保険会社」とは、募集を委託した保険会社をいう。

5 この法律において「募集文書図画」とは、新聞広告、印刷物、看板その他募集のため又は募集を容易ならしめるため使用せられる一切の文書図画をいう。

（登録）

第三条 生命保険募集人又は損害保険代理店は、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出し、且つ、政令の定めるところにより登録手数料を納めなければならない。

一 氏名、商号又は名称

二 住所又は事務所の所在地

三 委託保険会社の商号又は名称

四 他に業務を行っている場合はその業務の種類

3 前項の登録の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 委託契約書

二 申請者及び法定代理人の履歴書及び戸籍謄本

4 申請者が法人又は法人でない社団若しくは財団であるときは、前項第二号に掲げる書類に代えて、左に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 定款
- 二 代表者又は管理人の氏名及び住所を記載した書面
 - 三 命令をもつて定める株主又は出資者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面
- 四 直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(登録簿)

第四条 生命保険募集人登録簿及び損害保険代理店登録簿は、大蔵省に、これを備えなければならない。

2 大蔵大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第五条の規定に該当する場合を除く外、直ちに、前項の生命保険募集人登録簿又は損害保険代理店登録簿に、左に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一 氏名、商号又は名称
- 二 住所又は事務所の所在地
- 三 委託保険会社の商号又は名称
- 四 登録年月日
- 五 その他登録に関し必要な事項

(登録の拒否)

第五条 大蔵大臣は、第三条の規定による登録の申請があつた場合において、申請者が左の各号の一に該当するとき又は登録申請書若しくはその添附書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、申請者につき事実を調査した後、その登録を拒否しなければならない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
 - 二 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者
 - 三 この法律の規定により登録を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者
 - 四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
 - 五 法人又は法人でない社団若しくは財団でその役員又は代表者若しくは管理人のうち第一号から第三号までの規定の一に該当するもののあるもの

六 募集に関して収受した保険料を他に流用し、又はこれに準ずる行為をなし、その他募集に関して著しく不適当な行為をなしたもの

2 前項の規定による登録の拒否は、その理由を記載した文書をもつて、これをなさなければならない。

(登録の拒否の通知)

第六条 大蔵大臣は、前条の規定によりその登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更届出)

第七条 生命保険募集人又は損害保険代理店は、第三条第二項に掲げる事項又は同条第三項第一号若しくは第四項第一号に掲げる書類に記載せられた事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(生命保険募集人又は損害保険代理店の役員又は使用人の届出)

第八条 生命保険募集人又は損害保険代理店が役員(代表権を有しない役員をいう。第十条及び第十六条の場合を除き、以下同じ。)及び使用人に募集を行わせる場合においては、その者の氏名及び住所を大蔵大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様である。

(募集を行うことができる者)

第九条 保険会社の役員、使用人又は第四条第二項の規定により登録された生命保険募集人若しくは損害保険代理店でないものは、募集を行うことができない。

(生命保険募集人の行為の制限)

第十条 生命保険会社は、他の生命保険会社の委託を受けている生命保険募集人に対して、募集を委託してはならない。

2 生命保険募集人は、他の生命保険会社の役員又は使用人を兼ね、又は他の生命保険会社の委託を受けて募集を行うことができない。

(委託保険会社の賠償責任)

第十一条 委託保険会社は、生命保険募集人又は損害保険代理店が募集につき保険契約者に加えた損害を賠償する責に任ずる。但し、会社が生命保険募集人の委託をなすにつき相当の注意をなし、且つ、損害の防止につとめたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、会社から生命保険募集人又は損害保険代理店に対する求償権の行使を妨げない。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条の規定は、第一項の請求権について、これを準用する。

(損害保険代理店の保険料保管方法)

第十二条 損害保険代理店は、委託保険会社のために収受した保険料を保管する場合には、自己の財産と明確に区分しなければならない。

2 前項の保険料の保管に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

(生命保険募集人又は損害保険代理店の原簿)

第十三条 委託保険会社は、命令の定めるところにより、生命保険募集人又は損害保険代理店に関する原簿を、その本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所に備え置かなければならない。

2 利害関係人は、必要があるときは、委託保険会社に対して、前項の原簿の縦覧を求めることができる。

(募集文書図画)

第十四条 保険会社の役員、使用人又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店が使用する募集文書図画には、それらの者の所属する保険会社若しくは委託保険会社の商号若しくは名称又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店の氏名、商号若しくは名称を記載しなければならない。

(募集文書図画の記載禁止事項)

第十五条 募集文書図画に保険会社の資産及び負債に関する事項を記載する場合には、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第八十二条第一項の規定により大蔵大臣に提出した書類に記載された事項と異なる内容のものを記載してはならない。

2 募集文書図画には、保険会社の将来における利益の配当又は剰余金の分配についての予想に関する事項を記載してはならない。

3 前二項の規定は、放送、映画、演説その他の方法により、募集のため又は募集を容易ならしめるため、保険会社の資産及び負債に関する事項並びに将来の利益の配当又は剰余金の分配についての予想に関する事項を、不特定の者に知らせる場合に、これを準用する。

(締結又は募集に関する禁止行為)

第十六条 保険会社の役員、使用人又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店は、保険契約の締結又は募集に関して、左に掲げる行為をなしてはならない。

一 保険契約者又は被保険者に対して、不実のことを告げ、若しくは保険契約の契約条項の一部につき比較した事項を告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

二 保険契約者又は被保険者が保険会社に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことをすすめる行為

三 保険契約者又は被保険者が保険会社に対して重要な事項につき不実のことを告げることをすすめる行為

四 保険契約者又は被保険者に対して特別の利益の提供を約し、又は保険料の割引、割戻その他特別の利益を提供する行為

2 前項第四号の規定は、保険会社が保険業法第一条第二項に掲げる書類に基いて行う場合は、これを適用しない。

(自己代理店の禁止)

第十七条 損害保険代理店は、その主たる目的として、自己又は自己が雇用せられている者を保険契約者又は被保険者とする保険契約を募集してはならない。

2 損害保険代理店の募集した自己又は自己が雇用せられている者を保険契約者又は被保険者とする保険契約の保険料の累計額が、当該損害保険代理店の募集した保険契約の保険料の累計額の百分の五十をこえることとなつたときは、当該損害保険代理店は、前項の規定の適用については、これを自己又は自己が雇用せられている者を保険契約者又は被保険者とする保険契約を募集することをその主たる目的としたものとみなす。

(手数料の支払禁止)

第十八条 保険会社は、その役員及び使用人又は第四条の規定により登録された生命保険募集人若しくは損害保険代理店に対する場合を除く外、募集の委託をなし、又は募集に関して手数料、報酬その他の対価を支払つてはならない。

2 第十六条第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

3 生命保険募集人又は損害保険代理店は、第八条の規定により届け出た役員若しくは使用人又は第四条の規定により登録された生命保険募集人若しくは損害保険代理店に対する場合を除く外、募集を行わせ、若しくはその委託をなし、又は募集に関して手数料、報酬その他の対価を支払つてはならない。

(報告及び検査)

第十九条 大蔵大臣は、生命保険募集人又は損害保険代理店に対して、その使用する文書図画の呈示を命じ、その業務に関する報告書の提出を命じ、若しくはその文書図画の使用に関し必要な命令をなし、又はその職員をしてその帳簿書類その他の物件を検査させることができる。この場合において、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(違法行為に対する措置)

第二十条 大蔵大臣は、生命保険募集人又は損害保険代理店が左の各号の一に該当すると認めるときは、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登録の取消の処分をなすことができる。

一 この法律又は他の法令に基いて発する大蔵大臣の命令に違反したとき。

二 その他募集に関して著しく不適當な行為をなしたと認められるとき。

2 前項の規定により業務の停止を命じ、又は登録の取消の処分をなそうとするときは、大蔵大臣は、当該生命保険募集人又は損害保険代理店にあらかじめその旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため大蔵大臣の指定する職員をして聴聞させなければならない。

3 大蔵大臣は、第五条第一項第六号に規定する事実を調査するため通知をなし、又は前項の規定による通知をなしてから二月を経過してもその者から答弁がないときは、登録を拒否し、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登録の取消の処分をなすことができる。

4 第五条第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による業務の停止、登録の取消又は登録の拒否について、これを準用する。

5 大蔵大臣は、生命保険募集人又は損害保険代理店が第五条第一号、第二号、第四号若しくは第五号の規定の一に該当するに至つたとき又は第一項若しくは第二項の規定により登録の取消の処分をなしたときは、直ちに、その登録を抹消しなければならない。

(募集を行う役員又は使用人の登録)

第二十一条 第三条から第八条までの規定並びに第十九条及び前条の規定は、生命保険会社の役員又は使用人で当該会社のために募集を行う者について、これを準用する。この場合において、これらの規定中「生命保険募集人」とあるのは「募集を行う役員又は使用人」と、第四条第一項中「生命保険募集人登録簿」とあるのは「役員使用人登録簿」と読み替えるものとする。

第二十二条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反した者

二 第十条第二項の規定に違反した者

三 第十五条の規定に違反した者

四 第十六条の規定に違反した者

五 第十八条第三項の規定に違反して募集を行わせ、又はその委託をなした者

六 第二十条の規定による業務の停止の命令に違反して保険契約の募集を行つた者

2 前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十三条 第十条第一項の違反があつたとき又は第十八条第一項の規定に違反して募集の委託をなしたときは、その違反行為をなした生命保険会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者を一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項の規定に違反した者
- 二 第十二条第二項の規定による命令に違反した者

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、これを五千元以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の規定に違反した者
 - 二 第十九条（第二十一条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による命令に違反した者

三 第十九条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十六条 第二十一条において準用する第三条第一項の規定による登録を受けることを怠つた者は、これを五千元以下の過料に処する。

第二十七条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して第二十二条から第二十五条までの違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第三条（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律施行の日から三月を経過した日から、第九条及び第十八条の規定は、この法律施行の日から六月を経過した日から、これを施行する。

2 この法律施行の際、生命保険募集人若しくは損害保険代理店である者又は生命保険会社のために募集を行う役員若しくは使用人である者は、この法律施行の日から六月以内に、第三条（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による登録の申請をなさなければならない。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

十三、 保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律（法律第百五十二号（昭二六・四・二〇））

資料來源：

http://www.shugiin.go.jp/itdb_housei.nsf/html/houritsu/01019510420152.htm 最終瀏覽日：2003/11/6

保険募集の取締に関する法律（昭和二十三年法律第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに募集を行う生命保険会社の役員及び使用人」を削る。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「生命保険募集人」とは、生命保険会社の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。）若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者（法人でない社団及び財団を含む。）若しくはその者の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。）、管理人若しくは使用人で、その保険会社のために生命保険契約の締結の媒介をなすものをいう。

同条第二項中「締結の代理をなす者」の下に「（法人でない社団及び財団を含む。以下同じ。）」を加える。

同条第四項を次のように改める。

4 この法律において「所属保険会社」とは、生命保険募集人、損害保険会社の役員若しくは使用人又は損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人が募集する保険契約の保険者となるべき保険会社をいう。

第三条第二項第三号中「委託保険会社」を「所属保険会社」に改め、同条第三項第一号及び第二号を次のように改め、同条第四項を削る。

一 生命保険募集人又は損害保険代理店であることを証する書面。但し、委託に基く生命保険募集人及び損害保険代理店にあつては、募集に関する委託契約書に限る。

二 法人又は法人でない社団若しくは財団であるときは、定款又は寄附行為（法人でない社団若しくは財団にあつてはこれらに準ずるもの。以下第七条において同じ。）、役員又は管理人の履歴書及び戸籍抄本又

はこれに準ずるもの並びに当該法人又は法人でない社団若しくは財団が第五条第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

三 個人であるときは、その者（その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人）の履歴書及び戸籍抄本又はこれに準ずるもの並びにその者が第五条第一号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

第四条の見出しを「（登録簿及び登録の通知）」に改め、同条第二項第三号中「委託保険会社」を「所属保険会社」に改め、同条に次の一項を加える。

3 大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を文書をもつて申請者に通知しなければならない。

第五条第一項中「申請者につき事実を調査した後、」を削り、同項第五号中「代表者若しくは」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ登録申請者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、大蔵大臣の指定する職員をして聴聞させなければならない。

3 前項の場合において、大蔵大臣は、聴聞される者が正当な理由がないのに、聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで登録を拒否することができる。

第六条中「遅滞なく、」の下に「理由を記載した文書をもつて、」を加える。

第七条及び第八条を次のように改める。

（生命保険募集人又は損害保険代理店の届出事項）

第七条 生命保険募集人又は損害保険代理店は、第三条第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第一号に掲げる書類若しくは同項第二号に掲げる定款又は寄附行為に記載された事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 生命保険募集人又は損害保険代理店は、第五条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の一に掲げる者に該当することとなつたとき又は登録当時同項第一号から第五号までの一に掲げる者に該当していたこ

とが判明したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 生命保険募集人又は損害保険代理店が左の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 募集の業務を廃止した場合においては、当該生命保険募集人又は損害保険代理店であつた者

二 個人が死亡した場合においては、その相続人

三 個人が破産し、又は法人が破産に因り解散した場合においては、その破産管財人

四 法人が合併に因り解散した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

五 法人が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

六 法人でない社団又は財団が消滅した場合においては、その管理人であつた者

(登録の取消)

第七条の二 大蔵大臣は、第二十条第一項の規定により登録を取り消す場合を除く外、生命保険募集人又は損害保険代理店が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第五条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の一に掲げる者に該当することとなつたとき又は登録当時同項第一号から第五号までの一に該当していたことが判明したとき。

二 登録当時第五条第一項第六号に掲げる者に該当していたことが判明したとき。

三 不正の手段により第四条第二項の規定による登録を受けていたとき。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の取消について、これを準用する。この場合において、第五条第二項中「登録申請者」とあるのは「当該生命保険募集人又は損害保険代理店」と読み替えるものとする。

(登録のまつ消)

第七条の三 大蔵大臣は、左に掲げる場合においては、生命保険募集人登録簿又は損害保険代理店登録簿につき、当該生命保険募集人又は損害保険代理店に関する登録をまつ消しなければならない。

一 前条又は第二十条第一項の規定により登録を取り消したとき。

二 第七条第三項の規定による届出があつたとき。

三 大蔵大臣が第七条第三項各号に掲げる場合に該当するものと認めて、同項各号に掲げる者に通知して、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、その職員をして聴聞させた後、その事実を確認したとき。

(損害保険代理店の役員又は使用人の届出)

第八条 損害保険代理店は、役員(監査役以外の代表権を有しない役員をいう。第十条及び第十六条の場合を除き、以下同じ。)又は使用人に募集を行わせる場合においては、その者の氏名及び住所を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 損害保険代理店は、前項の規定により届け出た事項について変更を生じたとき又は同項の規定により届け出た役員若しくは使用人が募集を行わないこととなつたとき若しくはこれらの者が死亡したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第九条中「保険会社」を「損害保険会社」に改める。

第十条第一項中「委託を受けている」を削り、同条第二項中「又は使用人」を「若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人」に改め、「委託を受けて」の下に「募集を行い、若しくは他の生命保険会社の委託を受けて募集を行う者の役員若しくは使用人として」を加える。

第十一条の見出し中「委託保険会社」を「所属保険会社」に改め、同条第一項中「委託保険会社」を「所属保険会社」に、「又は損害保険代理店」を「、

損害保険会社の役員若しくは使用人又は損害保険代理店」に改め、同項但書を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は損害保険代理店」を「損害保険会社の役員若しくは使用人又は損害保険代理店」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定は、左に掲げる場合においては、これを適用しない。

一 生命保険会社の役員又はその使用人である生命保険募集人及び損害保険会社の役員で募集を行うものについては、所属保険会社が当該役員の選任につき相当の注意をなし、且つ、これらの者の行う募集につき保険契約者に加えた損害の防止につとめたとき。

二 生命保険会社の使用人又はその使用人である生命保険募集人及び損害保険会社の使用人で募集を行うものについては、所属保険会社が当該使用人（生命保険会社の使用人の使用人を除く。）の雇傭につき相当の注意をなし、且つ、これらの者の行う募集につき保険契約者に加えた損害の防止につとめたとき。

三 生命保険会社の委託に基く生命保険募集人及びその役員又は使用人である生命保険募集人並びに損害保険代理店については、所属保険会社が当該生命保険募集人又は損害保険代理店の委託をなすにつき相当の注意をなし、且つ、これらの者の行う募集につき保険契約者に加えた損害の防止につとめたとき。

第十二条第一項及び第十三条中「委託保険会社」を「所属保険会社」に改める。

第十四条中「保険会社の役員」を「損害保険会社の役員」に改め、「使用人又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店」の下に「（第八条第一項の規定により届け出た損害保険代理店の役員及び使用人を含む。以下本条及び第十九条において同じ。）」を加え、「それらの者の所属する保険会社若しくは委託保険会社」を「これらの者の所属保険会社」に改める。

第十六条第一項中「保険会社の役員」を「損害保険会社の役員」に改め、同項に次の一号を加える。

五 保険契約者又は被保険者に対して、既に成立している保険契約（以下本号中既存保険契約という。）を不当に消滅させることにより新たな保険契約の申込をさせ、若しくは新たな保険契約の申込をさせるこ

とにより既存保険契約を不当に消滅させ、若しくは既存保険契約を不当に消滅させ、若しくは不当に保険契約の申込をさせ、又はこれらのことをすすめる行為

第十八条第一項中「保険会社は、その役員及び使用人又は第四条の規定により登録された生命保険募集人若しくは」を「生命保険会社は、第四条第二項の規定により登録された生命保険募集人に対する場合、損害保険会社は、その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録された」に改め、同条第三項中「生命保険募集人又は」を「生命保険募集人は、第四条第二項の規定により登録された生命保険募集人に対する場合、」に、「第八条」を「第八条第一項」に、「第四条」を「第四条第二項」に改め、「生命保険募集人若しくは」を削る。

第二十条第一項第一号中「他の法令」を「この法律」に改め、「大蔵大臣の命令」の下に「若しくは他の法令」を加え、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2 第五条第二項及び第三項並びに第六条の規定は、前項の規定による業務の停止及び登録の取消について、これを準用する。この場合において、第五条第二項中「登録申請者」とあるのは「当該生命保険募集人又は損害保険代理店」と、同条第三項中「聴聞に応じないときは」とあるのは「出頭を求められた日後一月内に出頭しないときは」と読み替えるものとする。

第二十一条を次のように改める。

(外国生命保険事業者の役員等に対する規定の適用除外)

第二十一条 第三条から第七条の三まで及び第九条並びに第二十条(登録の取消の処分に関する部分に限る。)の規定は、外国生命保険事業者の役員及び使用人については、これを適用しない。

第二十三条中「生命保険会社」の下に「又は損害保険会社」を加える。

第二十五条第二号中「(第二十一条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削る。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 第七条又は第八条の規定による届出を怠つた者は、これを五千元以下の過料に処する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際改正前の保険募集の取締に関する法律第二十一条の規定により役員使用人登録簿に登録されている者は、この法律施行後は、改正後の保険募集の取締に関する法律第四条第二項の規定により生命保険募集人登録簿に登録されている者とみなす。
- 3 この法律施行の際改正前の保険募集の取締に関する法律第八条(同法第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による届出がされている者(損害保険代理店の役員及び使用人を除く。)は、この法律施行の日後三月を経過する日までは、改正後の保険募集の取締に関する法律第四条第二項の規定により生命保険募集人登録簿に登録されている者とみなす。
- 4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大蔵・内閣総理大臣署名)